

(参考) 利用者負担段階と負担限度額【1日あたり】

利用者負担段階			居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室		
第1段階	・本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者		かつ、 （夫婦貯で金二等が万単身で以下千万円	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	平成28年7月まで	・本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人		820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
	平成28年8月以降	・本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額 が80万円以下の人		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第3段階	・本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人							

※介護老人福祉施設と短期入所介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。